

日本学生支援機構給付奨学生の推薦基準について

司学館高等学校

独立行政法人日本学生支援機構（以下、機構とする）の募集する給付奨学生採用候補者について、下記(1)～(4)の推薦基準に基づき、学内に設置する給付奨学生採用候補者選考委員会に諮ったうえ、機構から示される人数の範囲内で基準該当者を選考し、機構に推薦するものとする。

(1) 家計について

申込者の生計を維持する者が、以下の①、②のいずれかに該当すること（社会的養護を必要とする生徒等（※）の場合は③に該当すること）。その上で、申込者の属する世帯の状況や生活環境などを勘案し、申込者の進学が非常に困難な状況にあると認められること。

※ 社会的養護を必要とする生徒等とは、下記 i～vi の施設に入所等している（生徒等が 18 歳時点で入所等していた、又はしていることが見込まれる）者等を指す。

- ① 個人住民税所得割を課されていないこと（奨学金申込年度の課税証明書に記載の所得割額が 0 円であること）。
- ② 生活保護を受給していること（奨学金申込日現在において保護費を受給していること）。
- ③ 以下の施設等に入所等していること（生徒等が 18 歳時点で入所等していた、又はしていることが見込まれること）。

- i 児童養護施設（児童福祉法第 41 条に規定する施設）
- ii 児童心理治療施設（同法第 43 条の 2 に規定する施設）
- iii 児童自立支援施設（同法第 44 条に規定する施設）
- iv 児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）を行う者（同法第 6 条の 3 第 1 項に規定する事業を行う者）
- v 小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）を行う者（同法第 6 条の 3 第 8 項に規定する事業を行う者）
- vi 里親（同法第 6 条の 4 に規定する者）

(2) 人物について

以下の全てに該当すること。

- ① 進学目的及び進学後の人生設計が明確であること。
- ② 生活態度が良好であり、本校生徒としてふさわしい学校生活を送っていること。

(3) 健康について

定期健康診断等により、就学に耐えうるものと認められること。

(4) 学力及び資質について

以下の①②のいずれかに該当すること。(社会的養護を必要とする生徒等は③に該当すること。)

- ① 評定平均値が3.0以上であること。
- ② 上記に準じる学習成績を修め、直近の学習成績に努力が認められること。
- ③ 進学先での学修に対する意欲が認められる。

(5) レポートの提出について

レポートの提出により、進学への意欲を評価する。

推薦を受けたい者は、指定された日までにレポートを提出すること。

内容「進学目的や意欲、将来の夢や展望について(400字以内)」

(6) 申込者が競合した場合について

申込者が推薦枠で競合した場合は、(4)の基準について、より優れた申込者を推薦するものとする。

以上